

答 申 書

(答申第102号)

平成29年7月19日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、福井県知事（以下「実施機関」という。）が、第2の2に記載のとおり非公開決定をしたことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成28年2月6日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

現行の核燃料税の税率設定にあたり、事前に定めた「核燃料税の財政需要について（第8期計画）」に対応する実績がわかる書類一式

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年3月23日付け税第55号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(1) 公文書の名称

現行の核燃料税の税率設定にあたり、事前に定めた「核燃料税の財政需要について（第8期計画）」に対応する実績がわかる書類一式（以下「本件対象公文書」という。）

(2) 公開しない理由

ア 条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当

県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

イ 条例第7条第7号（事務執行情報）に該当

県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年3月25日、本件処分について全部公開することを求めて、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成28年11月22日付け税第646号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて、諮問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分について全部公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

異議申立人が請求した公文書は「現行の核燃料税の税率設定にあたり、事前に定めた『核燃料税の財政需要について（第8期計画）』に対応する実績がわかる書類一式」である。福井県が設定した税率等の妥当性を検証するうえで、「財政需要の実際の金額」「実際の税金」を、当初の計画と比較することが不可欠である。

原子力発電所が立地することに伴う財政需要を賄うため、核燃料税の仕組みや税率を設定しているにもかかわらず、実際に発生した財政需要を明らかにできないのは、行政の対応として間違っているのではないか。

企業側の不満の大きい税であるからこそ、きちんと協議過程を記録に残したうえで、税率設定や財政需要の計画・実績についての情報を公開すべきなのは、言うまでもない。

(2) 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

異議申立人が請求した公文書は「現行の核燃料税の税率設定にあたり、事前に定めた『核燃料税の財政需要について（第8期計画）』に対応する実績がわかる書類一式」である。福井県が設定した税率等の妥当性を検証するうえで、「財政需要の実際の金額」「実際の税金」を、当初の計画と比較することが不可欠である。

5年間の第8期課税期間は、残すところ8か月を切っており、平成28年度の予算案も可決された。それなのになぜ、財政需要の実績を明らかにできないのか。福井県は非公開理由を「核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としている。なぜ、公開すれば「事務の適正な遂行に支障を及ぼす」のか、理解に苦しむと言わざるを得ない。

原子力発電所が立地することに伴う財政需要を賄うため、核燃料税の仕組みや税率を設定しているにもかかわらず、実際に発生した財政需要を明らかにできないのは、行政の対応として間違っているのではないか。

企業側の不満の大きい税であるからこそ、きちんと協議過程を記録に残したうえで、税率設定や財政需要の計画・実績についての情報を公開すべきなのは、言うまでもない。

(3) その他の主張について

福井県は核燃料税に関する情報公開請求に対し、理解に苦しむほどの秘密主義に徹している。例えば、電力事業者と協議した際の会議録を、平成18年の更新時には作成していたにもかかわらず、平成23年の更新時には作成しなかった。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

本件対象公文書は、第8期の核燃料税の税率を算定するにあたり、県および関係市町が算定した財政需要の計画額を事業ごとに示した上で、今期課税期間（平成23年11月10日から平成28年11月9日まで）における対象事業ごとの実績額（一部は見込額）の回答を関係各課に求めて得られた文書である。

これは、第9期（次期課税期間）の核燃料税制を構築するに当たり、現行制度によりどの程度事業が進捗したか、第8期における税収実績額との関係はどうか、第9期の財政需要計画額に重複して積み上げられている事業はないか等を検証するための事務的な資料である。

県および市町ともに、5年前の更新時に算入された事業の計画額と実績見込額を照合して資料を作成している。

したがって本件対象公文書を公開することにより、第8期に位置付けられた事業の進捗率、計画額との過不足額等が事業ごとに公開されることとなる。

そもそも核燃料税は法定外普通税であり、用途が特定されているわけではなく、個々の事業にどれだけ核燃料税の税収が充当されているかという個別の算定をすることはできない性質のものである。

本件対象公文書は、5年前の更新時に財政需要の積算作業において算入した事業のみの進捗（見込）額を事業ごとにまとめたものであるが、これらを合計した金額が核燃料税によって賄われたということにはならない。

現に第8期の核燃料税収見込額は約315億円であるが、本件対象公文書の事業ごとの実績額を合計すると約700億円となる。

財政需要は、核燃料税の更新時に向こう5年間を見越してその時点で必要と思われる事業の計画額を積算しているものであり、必ずしも予算の裏づけがあるとは限らない。

また、課税期間の5年の間には、想定を越える災害や、防災体制の強化など新たな課題に対応して予算を組む必要があるが、このような新たな事業は財政需要の実績額には算入されない。

また、実績額の合計額が核燃料税収を大きく上回っているという事実は、核燃料税収が想定より少なかったために、必要な事業に要する額を一般財源から捻出したということになる。

このように、5年前の更新時に計画した事業ごとの実績額を記した単なる目安に過ぎない本件対象公文書が公になると、あたかも核燃料税の用途が特定されているかのような誤解や、今後は用途が特定されるのではないかとの憶測から、核燃料税を目的税化すべき等の外部からの圧力や干渉等が県に向けられるおそれがある。

行政サービスの受益者と税を負担する納税者が重なり合う場合に、用途を特定した目的税の手法がとられることがあるが、一方で財政の硬直化を招くという欠点がある。核燃料税は、税の原則でもあり、また新たな事業に対しても柔軟に対応することができる普通税である。

本件対象公文書が公になると次期更新時の財政需要の内容や、金額ひいては次期更新時に核燃料税で賄うべき金額に関して、県における核燃料税の制度構築に当たって、課税客体、課税標準、税率等について、県民、利害関係者等の間に憶測を与えるおそれがある。そのことにより、県民、利害関係者等の間に不当に混乱を生じさせ、県に対する様々な主張・行動・干渉等が生じるおそれがある。

制度構築に係る県内部における意思決定過程、核燃料税条例案が上程された県議会での審議・議決、総務大臣への新設協議後の同意において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、本件対象公文書には立地市町、周辺市町が積算した財政需要も含まれているのであり、本件対象公文書が公になることで、原発立地に伴い市町が行う事業等が明らかとなる。核燃料税条例の骨格が固まっていないうちでこれらの情報が公になると、県と市町が財政需要に関する情報交換を躊躇せざるを得ず、結果として、制度構築において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、本件対象公文書が核燃料税を充当した事業の実績そのものであるとの誤解や憶測から、納税義務者である電力事業者にとっては、核燃料税収が適切に使われていないのではないかと、との不信感を県に対して持つおそれがある。

また、電力事業者にとっては、実績額と税収の金額の乖離をとらえて、その分は新たに事業者の負担になるのではないかと、税理論などに関わりなくこの金額が税率算定のベースになるのではないかと、との不信感をも県に対して持つに至り、ひいては電力事業者と県との信頼関係が損なわれるおそれがある。

このことにより、電力事業者が県と率直な意見交換を躊躇するなどにより、県が核燃料税の制度構築を検討する上で必要不可欠な情報の提供等の協力を得られなくなるため、審議・検討に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当する。

2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

本件対象公文書を公にした場合、「1 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について」と同様の理由から関係市町に対して様々な主張・行動・干渉等が向けられ、ひいては、関係市町と県との信頼関係を損なうおそれがある。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり関係市町に対して必要な情報提供等を求めた場合にも、当該市町が必要な情報の提供を躊躇し、当該市町からの十分な協力が得られないなど、今後の核燃料税の更新等にかかる事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

また、本件対象公文書が公になることで、「1 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について」と同様の理由から電力事業者と県との信頼関係が損なわれるおそれがある。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり電力事業者に対して必要な情報提供等を求めた場合にも、電力事業者からの十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件対象公文書は条例第7条第7号（事務執行情報）に該当する。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は平成23年度の電力事業者との説明会の議事録が存在していないことについての疑義を主張しているが、本件対象公文書に係る非公開決定との関連はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報に該当することを理由に非公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、本件処分について全部公開を求めていることから、以下、非公開情報の該当性について検討する。

2 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、審議・検討等情報として公開しないと定めている。

核燃料税は、地方税法に規定する法定外普通税として、県がその必要性を判断し、独自に条例を定め、発電用原子炉の立地に伴う特別な財政需要に対応し、地方交付税で補填されない、残りの一般財源分の財政需要額を手当するために課税するものであり、用途が特定されているわけではなく、個々の事業にどれだけ核燃料税の税収が充当されているかという個別の算定をすることはできない性質のものである。

本件対象公文書は、平成23年11月10日から平成28年11月9日までの課税期間の核燃料税の税率を設定するに当たり、県および関係市町が積算した財政需要の計画額を事業ごとに示した上で、当該課税期間における対象事業ごとの実績額（一部は見込額）の回答を関係機関に求めて得られた文書であり、次期核燃料税制を構築するに当たり、現行制度によりどの程度事業が進捗したか、当該課税期間における税収実績額との関係はどうか、次期課税期間の財政需要計画額に重複して積み上げられている事業はないか等を検証するための資料である。

また、本件対象公文書は、議会で承認されたものではなく、予算の裏づけがあるとは限らないものであり、想定を超える災害を踏まえた防災体制の強化など当該課税期間中の新たな課題に対応するための新規事業は実績額には算入されないなど、5年前の核燃料税更新時に計画した事業ごとの実績額を記した一定の前提に基づく試算にすぎない行政内部の未成熟な資料であると認められる。

このため、本件対象公文書を公にすることにより、あたかも核燃料税の用途が特定されているかのような誤解や、今後は用途が特定されるのではないかという憶測から混乱が生じ、審議・検討における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、本件対象公文書には、関係市町が積算した財政需要も含まれているが、関係市町は県の求めに応じ、向こう5年間を見越してその時点で必要と思われる事業の計画額を積算し、行政内部の検討材料として取り扱うことを前提に提出していることから、本件対象公文書を公にすることにより、関係市町が県と財政需要に関する率直な情報交換を躊躇するおそれがあり、県が核燃料税の制度構築を検討する上で必要不可欠な情報の提供等の協力を得られなくなるなど、制度構築における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例第7条第6号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

3 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、事務執行情報として公開しないと定めている。

本件対象公文書を公にした場合、「2 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について」と同様の理由により、外部から関係市町に対して様々な主張・行動・干渉等が向けられるおそれがあり、事業者についても本件対象公文書が核燃料税を充当した事業の実績そのものであるとの誤解や憶測から、当該財政需要の実績額と税収の金額の乖離をとらえて、その分は新たに事業者の負担になるのではないかと、県に対して不信任を持つに至り、関係市町または事業者が県と率直な話し合いを躊躇することにより、関係市町または事業者と県との信頼関係が損なわれるおそれがある。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり、関係市町または事業者に対して必要な情報提供等を求めた場合にも十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

4 その他の主張

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書は、条例第7条第6号および同条第7号の非公開情報に該当し、非公開決定をした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年11月22日	・ 諮問書の受理
平成28年11月28日	・ 審議（第1回）
平成28年12月19日	・ 審議（第2回）
平成29年 1月30日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成29年 3月13日	・ 審議（第4回）
平成29年 4月24日	・ 審議（第5回）
平成29年 5月29日	・ 審議（第6回）
平成29年 7月19日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	